

潟東小学校移転改築・潟東中学校一部改築基本設計業務委託 受託者選定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、潟東小学校移転改築・潟東中学校一部改築基本設計業務委託について、簡易公募型プロポーザル方式による受託者の選定を厳正に行うため、潟東小学校移転改築・潟東中学校一部改築基本設計業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

(掌握事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審査及び評価を付与し、当該業務にふさわしい受託候補者を選定する。

- ① 選定の評価項目及び評価基準の決定
- ② 技術提案書の評価
- ③ その他必要と認めるもの

(委員)

第3条 選定委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 選定委員会は委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(選定委員会)

第5条 選定委員会は委員長が召集する。

- 2 選定委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第6条 委員長が、必要があると認めるときは、委員以外の市職員を出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(事務局)

第7条 選定委員会の庶務を行わせるため、事務局を建築部公共建築第2課に置く。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この設置要領に定めるもののほか、設置委員会の運営に関する必要な事項は、別に委員長が定める。

別 紙（2次審査結果通知日以降に公開）